

熊本市居住誘導促進事業補助金交付要綱

制定 令和8年3月30日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害リスクの高いエリアから居住誘導区域へ移転する者に対し、移転費用等の一部を助成することにより、災害リスクの回避および居住誘導区域内の居住人口の増加を促進するため、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、国土交通省の都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱（令和2年4月1日付国都市第131号）に基づく居住誘導促進事業費補助を活用し実施する、熊本市居住誘導促進事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 熊本市都市マスタープラン（立地適正化計画）に記載する都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。
- (2) 危険住宅 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は同法第4条第2項の規定により県から通知のあった基礎調査の結果に基づく土砂災害特別警戒区域に相当する区域に存する住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 危険住宅の居住者であり、居住誘導区域に移転すること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う、危険住宅から居住誘導区域へ移転する事業であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として危険住宅の除却を行うものであること。
- (2) 除却後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとし、申請に基づき補助金の額を決定するものとする。

(実施計画)

第6条 補助事業を実施しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を踏まえた実施計画について市長と協議しなければならないこととする。

- (1) 対象となる危険住宅の概要

- (2) 危険住宅の移転方法の概要
 - (3) 移転費用の概要
 - (4) 移転計画
 - (5) 跡地計画
- (交付の申込み)

第7条 補助事業を行おうとする者で、補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、熊本市居住誘導促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならないこととする。

(交付の決定)

第8条 前条の規定による補助金の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、熊本市居住誘導促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第9条 前条の通知を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、跡地に住宅等を建築しないよう跡地管理誓約書（様式第3号）を提出しなければならないこととする。

(調査に対する協力の要請)

第10条 補助金の交付の申請、決定、請求等に関する調査のために必要と認めるときは、交付申請者又は補助事業者に協力を求めるものとする。

(補助事業の変更又は中止の手続き)

第11条 補助事業者は次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく必要な書類を市長に提出するとともに、その承認を受けなければならないこととする。

- (1) 補助金の額に変更を生じる内容の変更をしようとするとき。（熊本市居住誘導促進事業補助金交付変更申請書（様式第4号））
- (2) 補助金の額に変更を生じない内容の変更をしようとするとき。（熊本市居住誘導促進事業内容変更承認申請書（様式第5号））
- (3) 移転を廃止（又は中止）しようとするとき。（熊本市居住誘導促進事業廃止（又は中止）承認申請書（様式第6号））

2 前項の報告があった場合には、審査の上、補助金の額に変更を生じるときは熊本市居住誘導促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、補助金の額に変更を生じないときは熊本市居住誘導促進事業変更承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、当該年度内に移転が完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難になったときは、速やかに熊本市居住誘導促進事業の完了期日変更報告書（様式第9号）にて、その旨を市長に報告し、その指示を受なければならないこととする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業が完了したときは、速やかに熊本市居住誘導促進事業実績報告書（様式第10号）による実績報告書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする

(補助金の額の確定)

第13条 前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、報告された補助事業の

成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかにつき審査するとともに、必要に応じて現地調査、書類確認、質問等を行い、これらに適合すると認めるときは、熊本市居住誘導促進事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定による交付確定通知を受けた者は速やかに、熊本市居住誘導促進事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならないこととする。

（補助金の交付）

第15条 前条の請求書の提出があったときは、第13条の規定により確定した補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第16条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定取消通知書（様式第13号）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件その他この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（財産の管理等）

第17条 補助事業者は、取得財産等管理誓約書（様式第14号）を提出し、補助対象経費により取得・借用し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後についても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図ることとする。

（財産の処分の制限）

第18条 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間とする。但し、処分内容が有償譲渡又は有償貸付等の場合はこの限りでない。

2 補助事業者は、制限期間内に取得財産等を処分する場合、熊本市居住誘導促進事業財産処分申請書（様式第15号）により申請を行い、次に掲げる事項を記載することとする。

- (1) 処分内容
- (2) 処分理由
- (3) 補助金返還額

3 補助金返還の要否及び返還額の算定方法は別添のとおりとする。

（取得財産等処分の承認）

第19条 前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、取得財産等の処分を承認し、熊本市居住誘導促進事業財産処分申請書（様式第16号）により通知を行うものとする。

（雑則）

第20条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第5条関係)

補助の対象経費	補助金の上限額
移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	除却工事に要する費用については1㎡当たりの額 (その額が、木造住宅又は木造建築物の除却工事で33千円を超える場合にあつては33千円を限度とし、非木造住宅又は非木造建築物の除却工事で47千円を超える場合にあつては47千円を限度とする) に除却する危険住宅の延べ面積を乗じて得た額とする (ただし、3,000千円を超える場合にあつては、3,000千円を限度とする。)。その他引越等に要する費用については1戸当たり975千円を限度とする。
移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入 (これに必要な土地の取得を含む。) をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子 (年利率8.0%を限度とする。) に相当する額の経費 (建物助成費)	1戸当たり4,210千円 (建物3,250千円、土地960千円) を限度とする。